

## カナダ 成形品から意図的に放出される物質の登録について

カナダ当局（Environmental Canada）は、2022年12月にカナダ環境保護法（CEPA: Canadian Environmental Protection Act, 1999）における新規物質登録のためのガイダンス（2005年発行）を更新し、更新と同時に適用開始しました。

この更新により、UVCBの再定義、ナノマテリアルの追加のほか、以前は登録の必要のなかった成形品（manufactured item）から意図的に放出される物質に関する規定も追加され、意図的に放出される物質の登録が必要になりました。

ほかの国においても成形品から意図的に放出される物質についての規制がありますが、その定義は国によって異なります。カナダにおける、成形品から意図的に放出される物質の例をガイダンスから抜粋してご紹介します。

	成形品	成形品から意図的に放出される物質
1	電動アロマディフューザー	芳香剤、溶剤など、アロマディフューザーから放出されることを意図した物質
2	パーソナルケア用ふき取り材	ふき取り材から放出される、界面活性剤、香料など
3	デオドラント/制汗剤の容器や放出装置	これらから放出される、抗菌剤、キレート剤、噴射剤、香料など
4	筆記具（例：ペン、ホワイトボードマーカー）	筆記具のインクの成分である、顔料、染料、可溶化、溶剤、香料など
5	プリンターカートリッジ	インク/トナーの成分として放出される、帯電防止剤、顔料など
6	ドライヤーシート（乾燥機用シート）	香料、帯電防止剤など、使用中に意図的に放出される物質
7	薬剤充填済み注射器	活性成分や非活性成分など、注射器によって放出されることを意図した物質
8	口紅の容器またはディスペンサー	これらから放出される顔料、皮膚軟化剤など
9	自動車	ウインドウォッシャー液中の物質など

弊社では、登録が必要になった物質の申請カテゴリー、機密情報のマスキングなどに関するコンサルティングや登録代行業務をお受けしております。お困りのことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

参考：カナダ当局 | Guidance document for the New Substances Notification Regulations (Chemicals and Polymers)  
<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/managing-pollution/evaluating-new-substances/chemicals-polymers/guidance.html>

### ■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TNビル 5 階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>